

●香川県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年10月17日から同年11月7日まで一般の縦覧に供する。

平成26年10月17日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上字小田1702番 1地先から 高松市塩江町安原上字小田1099番 地先まで	21.6～29.4	29	平成25年香川県告示第352 号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成26年10月17日